

大阪市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の<u>意義は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）の例による。</u></p> <p>[削る]</p> <p>(道路の構造の技術的基準)</p> <p>第4条 第1条の技術的基準は、次条から第<u>29条</u>までに定めるもののほか、<u>令第42条第2項</u>において準用する<u>令第7条、第9条</u>から第10条まで、第11条の2、第17条、第26</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の<u>意義は、次項に規定するもののほか、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）の例による。</u></p> <p><u>2</u> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線（登坂車線、屈折車線、変速車線及び自転車車線を除く。）に付加して設けられる車線をいう。</p> <p>(2) 自転車車線 専ら自転車を通行させることを目的とする車線をいう。</p> <p>(道路の構造の技術的基準)</p> <p>第4条 第1条の技術的基準は、次条から第<u>30条</u>までに定めるもののほか、<u>令第41条第2項</u>において準用する<u>令第9条</u>から第10条まで、第11条の2、第17条、第26条、第27</p>

条、第27条、第29条から第32条まで、第34条、第35条第1項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）並びに第41条に定めるところによる。

（車線等）

第5条 車道（副道、停車帯、自転車通行帯及び道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）第2条各号に掲げる部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。ただし、第3種又は第4種の道路にあっては、地域の特性を考慮し、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、この限りでない。

[表 略]

[3 略]

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状

条、第29条から第32条まで、第34条並びに第35条第1項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）に定めるところによる。

（車線等）

第5条 車道（副道、停車帯並びに付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間並びに道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線、変速車線及び自転車車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。ただし、第3種又は第4種の道路にあっては、地域の特性を考慮し、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、この限りでない。

[表 同左]

[3 同左]

4 車線（登坂車線、屈折車線、変速車線及び自転車車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあって

況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

[表 略]

- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は前条に定める基準のうち令第42条第2項において読み替えて準用する令第31条の2に係る部分により車道に狭窄部さくを設ける場合においては、3メートルとすることができる。

[削る]

(車線の分離等)

第6条 [略]

- 2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない

は、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

[表 同左]

- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は前条に定める基準のうち令第41条第2項において読み替えて準用する令第31条の2に係る部分により車道に狭窄部さくを設ける場合においては、3メートルとすることができる。

- 6 第3種及び第4種の道路(自転車道を設けるものを除く。)の車道には、自転車を安全かつ円滑に通行させるため必要がある場合においては、自転車車線を設けるものとする。

(車線の分離等)

第6条 [同左]

- 2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線、変速車線及び自転車車線の数を除く。以下この条において同じ。)が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由により

場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

[3～6 略]

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

[8・9 略]

[削る]

(路肩)

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

[2～11 略]

(自転車歩行者道)

第8条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

[2・3 略]

(歩道)

第9条 第4種（第4級を除く。）の道路（自

やむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

[3～6 同左]

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、さくその他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

[8・9 同左]

(副道)

第7条 車線（登坂車線、屈折車線、変速車線及び自転車車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第8条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、自転車車線又は中央帯若しくは停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

[2～11 同左]

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

[2・3 同左]

(歩道)

第10条 第4種（第4級を除く。）の道路（自

転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

[2～4 略]

(植樹帯等)

第10条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯又は植樹<sup>ます</sup>柵(専ら街路樹を植栽するために縁石線又は柵<sup>ます</sup>その他これに類する工作物により区画して設けられる柵状の道路の部分を用いる。)以下「植樹帯等」という。)を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯等を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

[2～4 略]

(設計速度)

第11条 [略]

(車道の屈曲部)

第12条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間を用いる。以下同じ。)又は第4条に定める基準のうち令第42条第2項において読み替えて準用する令第31条の2

転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

[2～4 同左]

(植樹帯等)

第11条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯又は植樹<sup>ます</sup>柵(専ら街路樹を植栽するために縁石線又は<sup>ます</sup>さくその他これに類する工作物により区画して設けられる柵状の道路の部分を用いる。)以下「植樹帯等」という。)を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯等を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

[2～4 同左]

(設計速度)

第12条 [同左]

(車道の屈曲部)

第13条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間を用いる。以下同じ。)又は第4条に定める基準のうち令第41条第2項において読み替えて準用する令第31条の2

に係る部分により設けられる屈曲部については、この限りでない。

第13条～第22条 [略]

(立体交差)

第23条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不相当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

[3 略]

4 連結路については、令第7条及び第12条並びにこの条例第5条から第7条まで、第11条、第13条から第17条まで、第19条及び前条の規定は、適用しない。

(防護施設)

第24条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(附帯工事等の特例)

第25条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生

に係る部分により設けられる屈曲部については、この限りでない。

第14条～第23条 [同左]

(立体交差)

第24条 車線（登坂車線、屈折車線、変速車線及び自転車車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不相当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線、変速車線及び自転車車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

[3 同左]

4 連結路については、令第12条並びにこの条例第5条から第8条まで、第12条、第14条から第18条まで、第20条及び前条の規定は、適用しない。

(防護施設)

第25条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(附帯工事等の特例)

第26条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生

じた道路に関する工事を施行する場合において、令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びにこの条例第4条（令第42条第2項において準用する令第26条及び第31条に係る部分を除く。）から前条までの規定（第7条、第11条、第12条、第21条及び第24条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（区分が変更される道路の特例）

第26条 府道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該府道を当該市道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条並びにこの条例第4条（令第42条第2項において準用する令第9条第1項、第10条第1項及び第2項、第17条、第27条第3項、第30条並びに第31条の2に係る部分に限る。）、第5条、第6条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第9条第1項及び第2項、第10条第1項、第11条第1項、第14条、第15条第1項、第17条、第19条第2項並びに第20条第3項の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

（小区間改築の場合の特例）

第27条 道路の交通に著しい支障がある小区

じた道路に関する工事を施行する場合において、令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びにこの条例第4条（令第41条第2項において準用する令第26条及び第31条に係る部分を除く。）から前条までの規定（第8条、第12条、第13条、第22条及び第25条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（区分が変更される道路の特例）

第27条 府道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該府道を当該市道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条並びにこの条例第4条（令第41条第2項において準用する令第9条第1項、第17条、第27条第3項、第30条及び第31条の2に係る部分に限る。）、第5条、第6条第1項、第4項及び第6項、第8条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第10条第1項及び第2項、第11条第1項、第12条第1項、第15条、第16条第1項、第18条、第20条第2項並びに第21条第3項の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

（小区間改築の場合の特例）

第28条 道路の交通に著しい支障がある小区

間について応急措置として改築を行う場合  
(次項に規定する改築を行う場合を除く。)  
において、これに隣接する他の区間の道路  
の構造が、第4条(令第42条第2項において準用する令第7条、第9条、第9条の2  
第3項、第9条の3、第10条第3項及び第  
17条に係る部分に限る。)、第5条、第6条  
第4項から第6項まで、第8条第2項、第  
9条第3項、第10条第2項及び第3項、第  
13条から第19条まで、第20条第3項及び第  
4項並びに第22条の規定による基準に適合  
していないためこれらの規定による基準を  
そのまま適用することが適当でないと認め  
られるときは、これらの規定による基準に  
よらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障が  
ある小区間について応急措置として改築を  
行う場合において、当該道路の状況等から  
みて第4条(令第42条第2項において準用  
する令第7条、第9条、第9条の2第3項、  
第9条の3及び第10条第3項に係る部分に  
限る。)、第5条、第6条第4項から第6項  
まで、第7条第2項、第8条第2項、第9  
条第3項、第10条第2項及び第3項、第16  
条第1項、第18条第2項、第20条第3項及  
び第4項、次条第1項及び第2項並びに第  
29条第1項の規定による基準をそのまま適  
用することが適当でないと認められるとき  
は、これらの規定による基準によらないこ  
とができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道

間について応急措置として改築を行う場合  
(次項に規定する改築を行う場合を除く。)  
において、これに隣接する他の区間の道路  
の構造が、第4条(令第41条第2項におい  
て準用する令第9条、第9条の2、第10条  
第3項及び第17条に係る部分に限る。)、第  
5条、第6条第4項から第6項まで、第7  
条、第9条第2項、第10条第3項、第11条  
第2項及び第3項、第14条から第20条まで、  
第21条第3項及び第4項並びに第23条の規  
定による基準に適合していないためこれら  
の規定による基準をそのまま適用すること  
が適当でないと認められるときは、これら  
の規定による基準によらないことができ  
る。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障が  
ある小区間について応急措置として改築を  
行う場合において、当該道路の状況等から  
みて第4条(令第41条第2項において準用  
する令第9条、第9条の2及び第10条第3  
項に係る部分に限る。)、第5条、第6条第  
4項から第6項まで、第7条、第8条第2  
項、第9条第2項、第10条第3項、第11条  
第2項及び第3項、第17条第1項、第19条  
第2項、第21条第3項及び第4項、次条第  
1項及び第2項並びに第30条第1項の規定  
による基準をそのまま適用することが適当  
でないと認められるときは、これらの規定  
による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道



路)

第28条 [略]

[2～4 略]

- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項(法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。)並びにこの条例第4条から第26条まで及び前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第4条(令第42条第2項において準用する令第11条の2に係る部分に限る。))を除く。)は、適用しない。  
(歩行者専用道路)

第29条 [略]

[2・3 略]

- 4 歩行者専用道路については、令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項(法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。)並びにこの条例第4条(令第42条第2項において準用する令第11条の2に係る部分を除く。)から第26条まで及び第27条第1項の規定は、適用しない。  
(令等の改正に伴う経過措置)

第30条 [略]

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

[削る]

路)

第29条 [同左]

[2～4 同左]

- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項(法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。)並びにこの条例第4条から第27条まで及び前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第4条(令第41条第2項において準用する令第11条の2に係る部分に限る。))を除く。)は、適用しない。  
(歩行者専用道路)

第30条 [同左]

[2・3 同左]

- 4 歩行者専用道路については、令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項(法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。)並びにこの条例第4条(令第41条第2項において準用する令第11条の2に係る部分を除く。)から第27条まで及び第28条第1項の規定は、適用しない。  
(令等の改正に伴う経過措置)

第31条 [同左]

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路の構造の一般的技術的基準は、令第41条第2項において準用する同項

	に規定する各規定に定めるところによる。
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の本市が管理する府道及び市道の構造の一般的技術的基準は、この条例による改正後の大阪市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正)

- 3 大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(歩道等の有効幅員)</p> <p>第4条 歩道の有効幅員は、大阪市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年大阪市条例第35号。以下「道路構造条例」という。）<u>第9条第3項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例<u>第8条第2項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>[3 略]</p>	<p>(歩道等の有効幅員)</p> <p>第4条 歩道の有効幅員は、大阪市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年大阪市条例第35号。以下「道路構造条例」という。）<u>第10条第3項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例<u>第9条第2項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

令和3年5月14日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

本市が管理する道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第

である。